

2016若手職員のつどい



がありました。1つめは、小松書記長の「知って得ずる話 働くことと労働組合」で、給料明細の見方を

と「どう感じる」ので、この機会に見直してみようと思いました。社会保障のことなど、知らないことが多く、とても勉強になりました。(30代女)

生理休暇って大切なんだ!

2つめの講義は、府職労母性保護講師団の西田女性部常任委員が「母性保護の話—生理休暇を取りましよう—」の講義を行いました。

◆分かっていないようで分かってなかった体のことが理解できました。生理休暇があることも初めて知ることができました。でも、周りの人が取っていないので、なかなか取りにくいなとも思いました。(20代女)

◆月経のことって知っていないようで知らないことも多く、勉強になりました。生理休暇は取ったことがないですが、自分の体を守るために大事な

◆さまざまな職場の現状を聞けるようになった。いろいろな職種の話も聞けてよかった。(20代男)

◆この2日間のことや二コースについていろいろな意見交換ができたので、とても面白かった。(20代男)



が、大阪府内だけでも参加してみたいと強く思いました。今回このような勉強する貴重な機会をいただき本当にありがとうございました。今後も積極的に参加していきたいです。

国民の人権を守るため権力者を制限する「立憲主義」から権力が国民の人権を制約する憲法へ

人権より「公の秩序」を優先

自民党改憲案は、人権保障の根本規定である日本国

憲法13条の「すべて国民は、個人として尊重される」の「個人」から「個人」の一字を削除し、「人として尊重される」として「一個」の一字が消える結果、一人ひとりがその人らしさ(個性)をもち、それをかけがえのないものとするという理念から、個性のない均質的な「人としての尊重」に意味が全く変わってしまいます。

人権に大幅な制約課す

憲法13条は、人権の制約を規定しています。これは、全個人に平等に保障される人権相互の衝突を、それぞれの人権を尊重しながら調整する原理と理解されてきました。

「公共の福祉」を「公の秩序」に変えた理由は「基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではないことを明らかにした」と説明しています。

過去の反省欠落

これは、人権の制約を他者の人権との調整を超えて「公の秩序」を優先し、大幅な制約を課すということです。秩序の本身は、その時々の権力者の恣意的判断で決まる恐れもあります。国民の人権保障のために憲法が権力を制限するという立憲主義に大きな抜け穴がつくられ、権力が国民の人権を制約する憲法へと変えられるということです。

新憲法公布時の政府の「新憲法の解説」は、明治憲法下で多くの諸自由の保障に「法律に定められた場合を除く」という限界があったと指摘しています。権力者がこの「法律の留保」規定を「逆用」し、「つひには憲法が死文化化するような状態に陥ってしまった」と反省を示したうえで「新憲法では、法律云々(うんぬん)の抜け道はつけてはならない」と宣言しています。

自民党改憲案Q&Aは、「公共の福祉」を「公の秩序」に変えた理由は「基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではないことを明らかにした」と説明しています。

これでは、明治憲法下で、臣民の権利は「法律の範囲内」でしか認められなかったような「法律の留保」への歴史的逆行をもたらしかねません。

自民党改憲案には、こうした反省が完全に欠落しています。立憲主義破壊とは、まさに人権と自由に対する恐るべき総攻撃なのです。

府民のいのち・健康・くらしを守る公衆衛生行政の推進を!

知事・健康医療部長に申し入れ



府職労と健康福祉支部は、公衛研の独法・統合に反対し、とりくみをすすめています。平成29年4月に向けて独法・統合の準備がすすめられると、職員の労働条件を確立することも重大な課題となっていました。

これまでと同様に公衆衛生研究所が行政機関と連携し、府民のいのちと健康を守る役割を發揮し、安定的に業務運営するためにも、現場で働く職員の意見を十分に踏まえ、業務のあり方やすすめ方について、情報提供するとともに、職員の意見を十分に聞くよう求めました。

また、統合後の業務のすすめ方などが、今後の労働条件にも大きく影響すること踏まえ、業務のあり方やすすめ方について、情報提供するとともに、職員の意見を十分に聞くよう求めました。

申し入れに対し、府当局は「労使慣行を遵守し、勤務・労働条件について必要な協議を行う」「必要な情報提供は行い、必要に応じて職員の意見も聞いていきたい」と答えました。

府職労・健康福祉支部は、公衛研の独法・統合に反対するとともに、職員が安心して働くことのできる労働条件の確立、公衆衛生研究所の機能強化・拡充をめざし、引き続き、とりくみをすすめます。

7月22日、府職労と健康福祉支部は、知事と健康医療部長あてに、公衆衛生研究所(公衛研)と大阪市立環境科学研究所(環科研)の統合・地方独立行政法人化に向けた労働条件等について申し入れを行いました。

府職労と健康福祉支部は、公衛研の独法・統合に反対し、とりくみをすすめています。

府職労と健康福祉支部は、基本的な5項目を示し、労働条件等については、副首都推進本部会議や大阪健康安全基盤研究所TF会議等での議論を優先し、トップダウンで決めることのないよう申し入れました。

地方衛生研究所は、全国の都道府県や政令市、特別区など全国79ヶ所にあり、その全てが公立で運営されています。住民生活に密着し、健康危機に備える研究所を独法化するとは、公衆衛生行政の後退につながり、府民のいのちや健康が守れない事態にもなりかねません。